

2019年2月

経営者保証ガイドラインの活用（その①）

・ 事業承継が問題となり得る中小企業の経営者は、会社（主債務者）の債務を保証していることが非常に多いといえます。この点、後継者に対して円滑に事業承継を行う上で、かかる経営者の個人保証を適切に処理しておく重要性は極めて高いといえます。

・ そこで、本号においては、事業承継の際に問題となる経営者保証の適切な処理の方法について、いわゆる「経営者保証に関するガイドライン」（以下「経営者保証ガイドライン」といいます。）に沿って、2回に分けてその概要をご紹介します。また、経営者保証ガイドラインについては、現在、そのQ&Aを中心に改訂・新設についての検討が行われているとのことであり、この点についても少し触れたいと思います。

1 はじめに¹

現経営者が金融機関に対して保証債務を負担したまま死亡した場合において、後継者以外にも相続人が存在するときは、原則として、相続人が法定相続分に依りて保証債務を承継することとなります。仮に、相続人間で、特定の相続人（後継者）が単独で保証債務を承継する旨の合意をしたとしても、債権者との間では、かかる合意は当然には効力を有しないため、事業承継に際しては、現経営者の保証債務を適切に処理しておくべき必要性が高いといえます。

そこで、後継者の負担軽減や相続人間でのトラブルを可及的に回避する観点から、現経営者においては、債権者（金融機関や取引先）との間で信頼関係を構築しておく、後述する経営者保証ガイドラインにおいて必要となる債権者の同意を得るための基盤を確保しておくことが肝要となります。

以下では、経営者保証ガイドラインの内容等をご紹介します上、①主債務者（会社）の経営状態・財務基盤が安定しており、対象会社の債務の圧縮等を行う必要性がな

い会社と、②主債務者が債務過多で債務の圧縮等を行う必要性が高い事案に分けて、経営者保証ガイドラインに基づく処理方法についてご紹介します。

2 経営者保証ガイドラインの策定

一般的に、中小企業においては、金融機関から資金を借り入れる際、経営者が保証人となっていることがかなり多く、『中小企業白書（2014年版）』によれば、87%の経営者が、金融機関から資金を借り入れる際に経営者保証を差し入れているとのことです。

経営者保証は、金融機関からすれば、企業の信用力を補完する性質を有することは勿論のこと、企業の経営が破綻すれば、経営者保証が現実化することから、経営者の経営行動を規律するという意味があります。しかしながら、経営者保証には、①個人保証への依存が、借主、貸主双方が本来期待される機能（情報開示、事業目利き等）を発揮していく意欲を阻害している、②個人保証の融資慣行化が、貸主側の説明不足、過大な保証債務負担の要求とともに、借主・貸主間の信頼関係構築の意欲を阻害している、③経営者の原則交代、不明確な履行基準、保証債務の残存等の課題が、中小企業の創業、成長・発展、早期の事業再生や事業清算への着手、円滑な事業承継、新たな事業の開始等、事業取組の意欲を阻害しているなどのおそれも指摘されてきました（「経営者保証に関するガイドライン」Q&A Q.2）。

そこで、日本商工会議所及び全国銀行協会が共同で設置した「経営者保証に関するガイドライン研究会」は、中小企業金融における経営者保証について、主たる債務者、保証人及び対象債権者において合理性が認められる保証契約の在り方等を示すとともに、主たる債務の整理等の局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則として、経営者保証ガイドラインを定めました。経営者保証ガイドライン策定の背景にも表れているとおり、経営者保証は、円滑な事業承継の意欲を阻害していたところであり、今後は、経営者保証ガイドラインにより、事業承継が円滑になされることが期待されます。

【監修・執筆者（弁護士）】

中森 巨 (wnakamori@kitahama.or.jp)
 太田慎也 (sota@kitahama.or.jp)
 孝岡裕介 (ytakaoka@kitahama.or.jp)
 角川博美 (hkakugawa@kitahama.or.jp)

◆本ニューズレターは法的助言を目的するものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。本稿の内容、テキスト等の無断転載・無断引用を禁止します。

◆本ニューズレターに関する一般的なお問合せは、下記までご連絡ください。
 北浜法律事務所・外国法共同事業 ニューズレター係
 (TEL: 06-6202-1088 E-mail: newsletter@kitahama.or.jp)

〔大阪〕北浜法律事務所・外国法共同事業
 〒541-0041 大阪市中央区北浜1-8-16 大阪証券取引所ビル
 TEL 06-6202-1088(代)/FAX 06-6202-1080

〔東京〕弁護士法人北浜法律事務所東京事務所
 〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-7-12 サピアタワー14F
 TEL 03-5219-5151(代)/FAX 03-5219-5155

〔福岡〕弁護士法人北浜法律事務所福岡事務所
 〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25
 キャナルシティ・ビジネスセンタービル4F
 TEL 092-263-9990/FAX 092-263-9991

<http://www.kitahama.or.jp/>

但し、経営者保証ガイドラインは、経営者保証における合理的な保証契約の在り方等を示すとともに主たる債務の整理局面における保証債務の整理を公正かつ迅速に行うための準則であり、法的拘束力はありません（経営者保証ガイドライン第2項(1)）。もっとも、主たる債務者、保証人及び対象債権者によって、自発的に尊重され遵守されることが期待されており（経営者保証ガイドライン第2項(1)）、特に金融機関はこれを遵守するようになっています。

3 経営者保証ガイドラインの概要

(1) 対象債権者

経営者保証ガイドラインにおいては、「対象債権者」という概念があり、その第1項において「中小企業に対する金融債権を有する金融機関等であって、現に経営者に対して保証債権を有するもの、あるいは、将来これを有する可能性のあるものをいう。また、主たる債務の整理局面において保証債務の整理（保証債務の全部又は一部の免除等をいう。以下同じ。）を行う場合においては、成立した弁済計画により権利を変更されることが予定されている保証債権の債権者をいう。」とされています。もっとも、経営者は、主たる債務者たる中小企業が金融機関に対して負担する債務について保証人となっているだけでなく、リース会社や割賦販売業者に対して負担する債務についても保証人となっていることが多いかと思えます。この点、「金融債権」とは、「銀行取引約定書等が適用される取引やその他の金銭消費貸借契約等の金融取引に基づく債権」をいうとされており（「経営者保証に関するガイドライン」Q&A Q.1-2）、定義上、リース会社や割賦販売業者は対象債権者に含まれません。もっとも、金融機関のみならず、リース会社、割賦販売業者も「弁済計画の履行に重大な影響を及ぼす恐れのある債権者」として対象債権者に含めた上で保証債務の整理を行った例は多々紹介されており、経営者保証ガイドラインに基づく債務整理に応じた方が、経済的にも有利であることを説明することで、対象債権者の定義に直接的に該当せずとも、対象債権者に含めて、保証債務の整理を図ることができる可能性があります。

(2) 対象となる保証契約

経営者保証ガイドライン第3項においては、同ガイドラインの適用対象となり得る保証契約を、以下のとおり定めています。

- ① 保証契約の主たる債務者が中小企業であること
- ② 保証人が個人であり、主たる債務者である中小企業の経営者であること。ただし、実質的な経営権を有している者、営業許可名義人または経営者の配偶者（当該経営者と共に当該事業に従事する配偶者に

限る。）が保証人となる場合、経営者の健康上の理由のため、事業承継予定者が保証人となる場合、又はこれらに準じる場合も、経営者保証ガイドラインの適用対象に含める。

- ③ 主たる債務者及び保証人の双方が弁済について誠実であり、対象債権者の請求に応じ、それぞれの財産状況等（負債の状況を含む。）について適時適切に開示していること
- ④ 主たる債務者及び保証人が反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと

なお、主たる債務者が負債過多であって、その債務を圧縮または整理する必要があるという局面で、経営者の保証債務も整理するという場合、経営者保証ガイドラインを用いるためには、上記の4要件に加えて、さらに一定の要件を充足することが必要になります（この点は、次号にて改めてご紹介します。）。

4 主債務者（会社）の経営状態・財務基盤が安定しており、対象会社の債務の圧縮等を行う必要性がない場合における保証債務の処理について²

(1) はじめに

主債務者の経営状態が安定している、あるいは、過去に経営状態が悪化していた時期があったものの、既に改善が図られている等の場合には、現経営者としては、後継者に対して保証債務が承継されることがないよう、既存の保証契約を解除すること等を検討すべきです。

以下、経営者保証ガイドラインに沿って、その要件や手続等をご紹介します。

(2) 事業承継前に主債務者及び保証人から既存の保証契約の解除の申入れを行う場合

主債務者及び保証人から既存の保証契約の解除の申入れを行う場合には、主債務者及び保証人は、法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること、及び主債務者の財務状況を正確に把握した上で、これを対象債権者に対して丁寧に説明する必要があります（適時適切な情報開示）。

そして、経営者保証ガイドライン第6項(1)②、第4項(2)においては、かかる説明を受けた対象債権者は、以下の観点から経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行う必要があるとされています。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されているか。
- ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えないか。
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得るか。

- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されているか。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供があるか。

(3) **事業承継時の対応—現経営者との保証契約の解除を求める場合**

現経営者が後継者に主債務者の経営を承継するに際して、自らの保証契約の解除を希望する場合、現経営者は以下の対応をする必要があります。

すなわち、現経営者が引き続き実質的な経営権・支配権を有していないこと、当該保証契約以外の手段による既存債権の保全がなされていること、法人の資産・収益力による借入返済能力があること等について、根拠を示して説明をする必要があります。

これを受けて、対象債権者はかかる観点から現経営者との保証契約の解除に応じるか否かについて、適切に判断するものとされてます(経営者保証ガイドライン第6項(2)②ロ)。

(4) **事業承継時の対応—後継者との保証契約の締結について**

後継者は、自らが対象債権者との間で保証契約を締結しないことを望む場合、主債務者と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること、主債務者と経営者との間の資金のやり取りが社会通念上適切な範囲を超えないこと、主債務者のみの資産・収益力で借入返済が可能なこと等の要件について必要な情報を開示し、保証の必要性がないことを示す必要があります。

一方、経営者保証ガイドライン第6項(2)②イによれば、対象債権者は、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、上記後継者からの情報開示を受け、以下の観点に即して、保証契約の必要性等について改めて検討する必要があるとされています。

- ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されているか。
- ② 法人と経営者との間の資金のやり取りが、社会通念上適切な範囲を超えないか。
- ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得るか。
- ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されているか。
- ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供があるか。

なお、かかる観点から検討した結果、やはり、後継者との間で保証契約を締結する必要があると判断した場合には、対象債権者は、その必要性について後継者に十分な説明を行い、適切な保証金額の設定に留めるよう留意することが求められています。

- (5) **事業承継時の対応—会社として後継者による個人保証を提供することなしに対象債権者から新たに資金調達することを希望する場合**

主債務者として、後継者による個人保証を提供することなしに対象債権者から新たに資金調達することを希望する場合には、主債務者として、主債務者と後継者との関係の明確な区分・分離、財産基盤の強化、財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保がなされることを示す必要があります(経営者保証ガイドライン6項(2)①ロ)。

5 その他

事業承継における大きな問題として、後継者不足が挙げられていますが、経営者保証という観点からは、後継者が保証債務を引き継ぐことに関する抵抗が大きく、これが原因で事業承継を実施できない例があるという問題があります。実際に、民間金融機関における経営者保証ガイドラインの活用実績においては、経営者の交替時における金融機関の対応として、「旧経営者の保証契約を解除せず、かつ、後継者と新たに保証契約を締結した」、というケースが圧倒的に多く、必ずしも、経営者保証ガイドライン第6項の規定には合致しない対応がなされていることが示されています³。

かかる問題を解消すべく、旧経営者の保証解除の問題はもちろん、後継者による保証の引継ぎについても、経営者保証ガイドラインのQ&Aをより充実させ、より実質的に、旧経営者による保証継続の必要性及び後継者による保証引継ぎの必要性についての検討を促す内容とする方向で検討がなされているようです⁴。

(次号につづく)

¹ 日本弁護士連合会=日弁連中小企業法律支援センター編『事業承継法務のすべて』(一般社団法人金融財政事情研究会)123~124頁参照。

² 日本弁護士連合会=日弁連中小企業法律支援センター・前掲注1)124~126頁参照。

³ 経営者保証ガイドライン第6項(2)②イにおいては、「対象債権者は、前経営者が負担する保証債務について後継者に当然に引き継がせるのではなく、必要な情報開示を得た上で、…」と規定されています。また、同ロにおいても、前経営者との保証契約の解除について、種々の条件を勘案しつつ、「保証契約の解除について適切に判断することとする。」と規定されています。

⁴ 事業再生研究機構編『中小企業の事業承継と事業再生』(商事法務・2018年)110~134頁参照。